

令和6年3月29日

大臣官房監察官室

令和6年度 監察基本計画の公表

国土交通省においては、所管行政の改善向上に資するため、毎年度監察基本計画を定め、定期監察及び特別監察を実施しています。(※)

令和6年度においては、

i) 定期監察

- ① 働き方改革の一層の推進に向けたマネジメント改革等に関する取組
- ② コンプライアンスの徹底に関する取組

ii) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項について、地方整備局、地方運輸局等を対象に監察を実施することとしましたので公表します。

※ 定期監察とは、事務の合理的運営等について毎年度実施する監察

特別監察とは、その時点において特に課題となった事項について実施する監察

1. 定期監察の対象機関

国土交通大学校
地方整備局（東北、関東、中部、中国）
地方運輸局（東北、関東、中部、中国）
内閣府沖縄総合事務局

2. 特別監察の対象機関

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

添付資料

- 令和6年度 監察基本計画

【問合せ先】 大臣官房監察官室 上席監察官 鎌田、 監察官 松居
電話：(03) 5253-8111 (内線22501、22502) (03) 5253-8225(直通)
e-mail：matsui-t2ie@mlit.go.jp